健発第 0113 第 2 号 平成 2 4 年 1 月 1 3 日

都道府県知事 政令市市長 中核市市長 保健所設置市市長 特別区区長

厚生労働省健康局長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の 一部を改正する省令の施行について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則(平成23年厚生労働省令第144号。)については、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法等の公布について」(平成23年12月16日付健発第1216第1号)にて通知しているところであるが、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。)が平成23年12月28日に公布され、平成24年1月13日に施行されることとなった。

これらの主たる内容は下記のとおりであるので、貴職におかれては、その趣旨について十分御了知の上、各都道府県におかれては、管内市町村を始め、管内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、がん診療連携拠点病院、県医師会等の関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いする。

なお、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号。以下「法」という。)による特定無症候性持続感染者に対する定期検査費用の支給については、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)等が定期検査を受けた方に代わって医療機関に費用の支払を行うことにより、定期検査を受けた方の医療機関の窓口での一時的な負担を不要とする仕組みを準備しているが、この仕組みついては、平成24年4月以降に運用を開始することとしているので、申し添える。

第一 改正省令の内容

- 1 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金の請求手続等
 - (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号。以下「法」という。)第3条の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金(以

下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金」という。)及び法第7条の訴訟手当金(以下「訴訟手当金」という。)の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提出しなければならないものとすること。(第5条第1項関係)

- 一 請求者の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
- 二 請求者(特定B型肝炎ウイルス感染者の相続人を除く。)の性別及び生年月日
- 三 請求者が特定B型肝炎ウイルス感染者の相続人の場合にあっては、当該特定B型肝炎ウイルス感染者の氏名、性別及び生年月日
- 四 法第5条第2号に規定する判決確定日等(以下「判決確定日等」という。)
- 五 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号(当該原告に番号が付されている場合に限る。)
- 六 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- 七 請求年月日及び請求金額
- 八 代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏 名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項
- (2) (1)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとすること。(第5条第2項関係)
 - 一 (1)の請求に係る法第4条に規定する確定判決等の判決書又は調書(以下「確定 判決等の判決書等」という。)の正本又は謄本
 - 二 住民票の写しその他の(1)一及び二の事項を証明することができる書類
- (3) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金を受けることができる者が 死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき特定B型肝炎ウイルス感染者 給付金及び訴訟手当金でまだその者に支給していなかったものを請求するときは、 請求者は、(1)及び(2)の書類に加え、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなけ ればならないものとすること。(第5条第3項関係)
 - 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を受けることができた者で死亡したものの 死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
 - 二 請求者と死亡者との身分関係を証明することができる書類
- (4) 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金を支給するに当たってはその額を、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金の振込みの手続をした場合にはその旨を、請求者に対し通知しなければならないものとすること。(第6条関係)

2 病熊等の基準

- (1) 法第6条第2項の特定B型肝炎ウイルス感染者に該当するかどうかの基準は、 次に掲げる病態等に応じて、次のとおり定めるものとすること。(第7条第1項関係)
 - 一 死亡 一般に認められている医学的知見に基づき行う診断により、B型肝炎 ウイルスに起因して死亡したことが認められること。
 - 二 肝がん 次のイ又はロのいずれかに該当すること。
 - イ 病理組織検査の結果、原発性肝がんと診断されたこと。

- ロ 病理組織検査を行わなかった場合は、医師の診断書(原発性肝がんの病態 に齟齬がない結果が記載されたものに限る。)その他必要な資料により原発性 肝がんと認められること。
- 三 肝硬変(重度のものに限る。) 次のイ及びロのいずれにも該当すること。 イ 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 病理組織検査の結果、肝硬変と診断されたこと。
 - ② 病理組織検査を行わなかった場合は、医師の診断書(肝硬変の病態に齟齬がない結果が記載されたものに限る。)その他必要な資料により肝硬変と認められること。
 - ロ 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 90日以上の間隔をおいて2回の医師の診断を受けた結果、いずれの診断においても、次の表の区分に応じて計算した合計点数が10点以上であったこと(当該2回の診断の間に、合計点数が10点未満の診断があった場合を除く。)。

項目	状態等	点数
肝性脳症	なし	1点
	軽度(Ⅰ・Ⅱ)	2点
	昏睡(Ⅲ以上)	3点
腹水	なし	1点
	軽度	2点
	中程度以上	3点
血清アルブミン値	3. 5 g/dl 超	1点
	2. 8 g/dl 以上3. 5 g/dl 以下	2点
	2. 8 g/dl 未満	3点
プロトロンビン時間	70%超	1点
	40%以上70%以下	2点
	40%未満	3点
血清総ビリルビン酸	2. 0 g/dl 未満	1点
	2. 0 mg/dl以上3. 0 mg/dl以下	2点
	3. Omg/dl 超	3点

- ② 肝臓の移植手術を受けたこと。
- 四 肝硬変(重度のものを除く。) 前記三に掲げる肝硬変以外の肝硬変であって 前記三イに該当すること。
- 五 慢性B型肝炎 6月以上の間隔をおいて2回の血液学的検査を行った結果、いずれの検査結果においても、B型肝炎ウイルスに起因して、ALT(GPT)値が当該ALT(GPT)値の基準値を上回る場合(当該2回の血液学的検査の間隔が相当程度長い場合又は当該2回の血液学的検査の間にALT(GPT)値が当該ALT(GPT)値の基準値以下であることを疑わせる検査結果がある等の特段の事情がある場合を除く。)。

- (2) (1)に掲げる基準のほか、(1)に掲げる病態については、診療録、診断書その他の 記録に基づき、一般に認められている医学的知見を踏まえて総合的に判断されるも のとすること。(第7条第2項関係)
- (3) 法第6条第1項第4号に規定する慢性B型肝炎の治療は、次のいずれかに該当するものとすること。(第7条第3項関係)
 - イ 天然型インターフェロン―アルファ製剤等(当該医薬品の添付文書において、 当該医薬品の効能又は効用として、「HBe抗原陽性でかつDNAポリメラーゼ陽 性のB型慢性活動性肝炎のウイルス血症の改善」と記載されたものに限る。)によ る治療
 - ロ 核酸アナログ製剤(当該医薬品の添付文書において、当該医薬品の効能又は効用として、「B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患におけるB型肝炎ウイルスの増殖抑制」と記載されたものに限る。)による治療
 - ハ 免疫調整薬による治療であって、慢性B型肝炎の治療を目的とするステロイド リバウンド療法又はプロパゲルニウム製剤の内服によるもの
- 3 訴訟手当金の対象となる検査等及び訴訟手当金の額
 - (1) 訴訟手当金の対象となる検査に要する費用は、次のとおりとすること。(第8条 関係)
 - イ 特定B型肝炎ウイルス感染者及び当該特定B型肝炎ウイルス感染者の母に係る B型肝炎ウイルスの塩基配列を比較するための検査であって、当該特定B型肝炎 ウイルス感染者が母子感染者であることを確認するためのものに要する費用(以 下「母の塩基配列検査費用」という。)
 - ロ 特定B型肝炎ウイルス感染者の父に係る血液学的検査に要する費用並びに特定 B型肝炎ウイルス感染者及び当該特定B型肝炎ウイルス感染者の父に係るB型肝 炎ウイルスの塩基配列を比較するための検査に要する費用(以下「父の塩基配列 検査費用」という。)
 - ハ 特定B型肝炎ウイルス感染者に係るB型肝炎ウイルスの遺伝子型の検査に要する費用(以下「遺伝子型検査費用」という。)
 - (2) 法第7条第2項に規定する厚生労働省令で定める訴訟手当金の額は、次の表に掲げる検査費用ごとに表に掲げる金額とすること。(第9条第1項関係)

検査費用	金額
母の塩基配列検査費用	6万3千円
父の塩基配列検査費用	6万5千円
遺伝子型検査費用のうち、保険適用外遺伝子型検査費用(社会保険各	8千5百円
法の規定による医療に関する給付を受けなかった場合の費用(領収書	
その他の検査費用の額が記載された書類を保存している場合に限る。)	
をいう。以下同じ。)(亜型を判別するための検査費用を除く。)	
遺伝子型検査費用のうち、保険適用外遺伝子型検査費用以外の検査費	2千3百円
用(亜型を判別するための検査費用を除く。)	

- (3) 確定判決等の判決書等において、(2)と異なる金額を支払うこととされている場合は、支払基金は、当該確定判決等の判決書等の金額を支払うものとすること。(第9条第2項関係)
- 4 追加給付金の請求手続等
 - (1) 法第9条の追加給付金(以下「追加給付金」という。)の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならないものとすること。(第10条第1項関係)
 - 一 請求者の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 請求者(特定B型肝炎ウイルス感染者の相続人を除く。)の性別及び生年月日
 - 三 請求者が特定B型肝炎ウイルス感染者の相続人の場合にあっては、当該特定B型肝炎ウイルス感染者の氏名、性別及び生年月日
 - 四 判決確定日等
 - 五 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号(当該原告に番号が付されている場合に限る。)
 - 六 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
 - 七 請求年月日及び請求金額
 - 八 代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏 名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項
 - (2) (1)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとすること。(第10条第2項関係)
 - 一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して法第6条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書
 - (注)診断書の様式は別添の官報(様式第1号)を参照されたい。
 - 二 住民票の写しその他の(1)一及び二の事項を証明することができる書類
 - 三 特定B型肝炎ウイルス感染者が死亡している場合にあっては、請求者と当該特定B型肝炎ウイルス感染者との身分関係を証明することができる書類
 - (3) 追加給付金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に 支給すべき追加給付金でまだその者に支給していなかったものを請求するときは、 請求者は、(1)及び(2)の書類に加え、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなけ ればならないものとすること。(第10条第3項関係)
 - 一 追加給付金を受けることができた者で死亡したものの死亡の事実及び死亡年月 日を証明することができる書類
 - 二 請求者と死亡者との身分関係を証明することができる書類
 - (4) 支払基金は、追加給付金を支給するに当たってはその額を、追加給付金の振込みの手続をした場合にはその旨を、請求者に対し通知しなければならないものとすること。(第11条関係)

- 5 定期検査及び定期検査費等
 - (1) 法第12条第1項に規定する厚生労働省令で定める検査(以下「定期検査」という。)については、次の表の検査項目ごとに、1年につき同表に掲げる回数を限度として実施するものとすること。(第12条関係)

定期検査	検査項目	回数
血液学的	赤血球数、白血球数、血色素(ヘモグロビン)測定、ヘマトクリ	4回
検査	ット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性	
	化トロンボプラスチン時間測定、AST (GOT)、ALT (G	
	PT)、ALP、γ-GTP (γ-GT)、総ビリルビン、直接ビ	
	リルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、ZTT、総コレステロ	
	ール、AFP、PIVKA—Ⅱ、HBe抗原、HBe抗体、HB	
	V—DNA	
画像検査	腹部エコー	4回
	造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI	2回

- (2) 法第12条第1項の定期検査費(以下「定期検査費」という。)又は法第15条第1項の定期検査手当(以下「定期検査手当」という。)の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならないものとすること。(第13条第1項関係)
 - 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 判決確定日等
 - 三 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号(当該原告に番号が付されている場合に限る。)
 - 四 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
 - 五 請求年月日及び請求金額
 - 六 代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏 名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項
 - 七 当該定期検査費又は定期検査手当の支給の請求に係る定期検査の内容及び定期 検査に要した費用の額
- (3) (2)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとすること。(第13条第2項関係)
 - 一 領収書その他の定期検査に要した費用の額が記載された書類
 - 二 法第 16 条第 1 項に規定する特定 B 型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者 証(以下「受給者証」という。)の写し(請求者に受給者証が交付されている場合 に限る。)
 - 三 社会保険各法以外の法令(条例を含む。)の規定により、定期検査に関する給付が行われるべき場合であって当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類
- (4) 定期検査費及び定期検査手当を受けることができる者が死亡した場合において、 その死亡した者に支給すべき定期検査費及び定期検査手当でまだその者に支給して いなかったものを請求するときは、請求者は、(2)及び(3)の書類に加え、次に掲げ

る書類その他必要な書類を添えなければならないものとすること。(第13条第3項 関係)

- 一 定期検査費及び定期検査手当を受けることができた者で死亡したものの死亡の 事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- 二 請求者と死亡者との身分関係を証明することができる書類
- (5) 支払基金は、法第 16 条第 2 項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査に関し保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関等に支払ったとき(法第 17 条第 2 項の規定により委託を受けた国民健康保険団体連合会が、当該費用を支払ったときを含む。)は、その支払があった日に、請求者から(2)の定期検査手当の支給の請求がされたものとみなし、年を単位として定期検査 2 回までに限り、当該定期検査手当を請求者に支給することができるものとすること。(第 13 条第 4 項関係)
- 6 母子感染防止医療及び母子感染防止医療費
 - (1) 法第13条第1項に規定する厚生労働省令で定める検査又は血液製剤若しくはワクチンの投与(以下「母子感染防止医療」という。)については、次の表の項目ごとに、特定無症候性持続感染者の子1人につき同表に掲げる回数を限度として実施するものとすること。(第14条関係)

母子感染防止医療	回数
特定無症候性持続感染者に対するHBe抗原及びHBe抗体の血液学的検査	1回
特定無症候性持続感染者の子に対するHBs抗原の血液学的検査	2回
特定無症候性持続感染者の子に対するHBs抗体の血液学的検査	
特定無症候性持続感染者の子に対するグロブリンの投与	2回
特定無症候性持続感染者の子に対するワクチンの投与	3回

- (2) 法第13条第1項の母子感染防止医療費(以下「母子感染防止医療費」という。) の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した 請求書を支払基金に提出しなければならないものとすること。(第15条第1項関係)
 - 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 判決確定日等
 - 三 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号(当該原告に番号が付されている場合に限る。)
 - 四 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
 - 五 請求年月日及び請求金額
 - 六 代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏 名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項
 - 七 当該母子感染防止医療費の支給の請求に係る母子感染防止医療の内容及び母子 感染防止医療に要した費用の額
- (3) (2)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとすること。(第15条第2項関係)
 - 一 領収書その他の母子感染防止医療に要した費用の額が記載された書類

- 二 特定無症候性持続感染者の子に係る戸籍の謄本又は抄本
- 三 社会保険各法以外の法令(条例を含む。)の規定により、母子感染防止医療に関する給付が行われるべき場合であって当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類
- (4) 母子感染防止医療費を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき母子感染防止医療費でまだその者に支給していなかったものを請求するときは、請求者は、(2)及び(3)の書類に加え、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとすること。(第15条第3項関係)
 - 一 母子感染防止医療費を受けることができた者で死亡したものの死亡の事実及び 死亡年月日を証明することができる書類
 - 二 請求者と死亡者との身分関係を証明することができる書類
- 7 世帯内感染防止医療及び世帯内感染防止医療費
 - (1) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める検査又はワクチンの投与(以下「世帯内感染防止医療」という。)については、次の表の項目ごとに、特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者1人につき同表に掲げる回数を限度として実施するものとすること。(第16条関係)

世帯内感染防止医療	回数	
ワクチンを投与する前の血液学的検査(HBs	1回	
抗原、HBs抗体及びHBc抗体の検査に限		
る。)		
ワクチンを投与した後の血液学的検査(HBs	1回	
抗体の検査に限る。)		
ワクチンの投与	3回(当該ワクチンを3回投与した	
	後、当該特定無症候性持続感染者の	
	同一世帯所属者にHBs抗体が確認	
	されなかった場合においては、4回)	

- (2) 法第14条第1項の世帯内感染防止医療費(以下「世帯内感染防止医療費」という。)の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならないものとすること。(第17条第1項関係)
 - 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 判決確定日等
 - 三 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号(当該原告に番号が付されている場合に限る。)
 - 四 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
 - 五 請求年月日及び請求金額
 - 六 代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏 名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項

- 七 当該世帯内感染防止医療費の支給の請求に係る世帯内感染防止医療の内容及び 世帯内感染防止医療に要した費用の額
- (3) (2)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとすること。(第17条第2項関係)
 - 一 領収書その他の世帯内感染防止医療に要した費用が記載された書類
 - 二 住民票の写し(世帯内感染防止医療を受けた特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者の氏名が記載されているものに限る。)その他の世帯内感染防止医療を受けた者が特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者であることが確認できる書類
 - 三 社会保険各法以外の法令(条例を含む。)の規定により、世帯内感染防止医療に関する給付が行われるべき場合であって当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類
- (4) 世帯内感染防止医療費を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき世帯内感染防止医療費でまだその者に支給していなかったものを請求するときは、請求者は、(2)及び(3)の書類に加え、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとすること。(第17条第3項関係)
 - 一 世帯内感染防止医療費を受けることができた者で死亡したものの死亡の事実及 び死亡年月日を証明することができる書類
 - 二 請求者と死亡者との身分関係を証明することができる書類

8 定期検査費等の支給等

- (1) 支払基金は、毎年、特定無症候性持続感染者に対し、定期検査費、定期検査手当、 母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費(以下「定期検査費等」という。)を 支給するものとすること。(第 18 条関係)
- (2) 支払基金は、定期検査費等を支給するに当たってはその額を、定期検査費等の振込みの手続をした場合にはその旨を、定期検査費等の支給を請求した者に対し通知しなければならないものとすること。(第19条関係)

9 受給者証

- (1) 受給者証の様式について定めるものとすること。(第20条関係) (注) 受給者証の様式は別添の官報(様式第2号)を参照されたい。
- (2) 受給者証の交付を請求しようとする特定無症候性持続感染者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならないものとすること。(第21条第1項関係)
 - 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 請求者が加入している医療保険の被保険者の氏名その他の当該医療保険に関す る事項
 - 三 判決確定日等
 - 四 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号(当該原告に番号が付されている場合に限る。)
 - 五 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

- (3) (2)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとすること。(第21条第2項関係)
 - 一 (2)の請求に係る確定判決等の判決書等の正本又は謄本
 - 二 住民票の写しその他の(2)一に掲げる事項を証明することができる書類
- (4) 特定無症候性持続感染者は、(2)一、二又は五の事項に変更があった場合には、 遅滞なく、当該変更の内容を記載した書類を支払基金に提出しなければならないも のとすること。(第22条第1項関係)
- (5) (4)の規定により提出された書類には、次に掲げる書類を添えなければならない ものとすること。(第22条第2項関係)
 - 一 (2)一、二又は五の事項の変更の事実を証明することができる書類
 - 二 受給者証(氏名又は住所の変更があった場合に限る。)
- (6) 支払基金は、特定無症候性持続感染者の氏名又は住所の変更の内容を記載した書類が提出されたときは、受給者証に氏名又は住所の変更に係る記載を行い、これを当該特定無症候性持続感染者に返還しなければならないものとすること。(第22条第3項関係)
- (7) 特定無症候性持続感染者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、支払基金にその再交付を申請することができるものとし、当該申請をしようとするときには、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を支払基金に提出しなければならないものとすること。(第23条第1項及び第2項関係)
 - 一 特定無症候性持続感染者の氏名及び住所
 - 二 公費負担医療の受給者番号
 - 三申請の理由
- (8) 受給者証を破り、又は汚した場合の(7)の申請には、申請書に、その受給者証を 添えなければならないものとすること。(第23条第3項関係)
- (9) 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに、これを支払基金に返還しなければならないものとすること。(第23条第4項関係)
- (10) 特定無症候性持続感染者が、追加給付金の支給を受けたとき又は死亡したときは、速やかに、受給者証を支払基金に返還しなければならないものとすること。(第 24 条関係)

10 その他

その他、同一の事由について国により損害の塡補がされた場合の届出、身分証明書の様式などについて定めることとしたこと。(第25条から第27条まで関係)

11 施行期日等

- (1) この省令は、法の施行の日(平成24年1月13日)から施行するものとすること。 (附則第1条関係)
- (2) 法の公布後、この省令の施行前に支払基金に対して行われた請求、届出その他の 行為は、法及びこの省令中これに相当する規定がある場合には、法及びこの省令の 規定により行われたものとみなす。(附則第2条関係)